

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十四号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部大洲池公園指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能検討委員会	まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能に関する重要事項についての審議に関する事務
-----------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。